

# 一般事業主行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間
2. 内容

目標1：全職員が、有給休暇50%以上を取得できるように年次有給休暇取得を促進する。

<対策>

令和6年4月～

- 定期的な社内周知、管理者への呼び掛け等、取得促進への啓発を行う。

令和8年4月～

- 休暇取得率を管理し、年次休暇取得簿等に取得を促す案内等で意識づけを行う。

目標2：育児休業及び介護休業が取得しやすい環境の整備を行う。

<対策>

令和6年4月～

- 男女ともに、育児・介護休業等に関する規程等の周知と利用の促進を図る。